

議案第92号

芽室町公営住宅管理条例中一部改正の件

芽室町公営住宅管理条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和4年3月2日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室町公営住宅管理条例の一部を改正する条例

芽室町公営住宅管理条例（平成9年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第9条第5項中「20歳」を「18歳」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

説 明

民法の一部を改正する法律の施行により、同法の定める成年となる年齢が引下げられることに伴い、本条例を改正しようとするものであります。

芽室町公営住宅管理条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p style="text-align: center;">(入居者の選考)</p> <p>第9条 一略一 2～4 一略一</p> <p>5 町長は、第1項に規定する者のうち、18歳未満の子を扶養している寡婦(寡夫)、引揚者、炭鉱離職者、老人、心身障害者又は生活環境の改善を図るべき地域に居住する者で町長が定める要件を備えている者及び町長が定める基準の収入を有する低額所得者で速やかに公営住宅に入居することを必要としている者については、第2項から前項までの規定にかかわらず、町長が割当をした公営住宅に優先的に選考して入居させることができる。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>この条例は、令和4年4月1日から施行する。</u></p>	<p style="text-align: center;">(入居者の選考)</p> <p>第9条 一略一 2～4 一略一</p> <p>5 町長は、第1項に規定する者のうち、20歳未満の子を扶養している寡婦(寡夫)、引揚者、炭鉱離職者、老人、心身障害者又は生活環境の改善を図るべき地域に居住する者で町長が定める要件を備えている者及び町長が定める基準の収入を有する低額所得者で速やかに公営住宅に入居することを必要としている者については、第2項から前項までの規定にかかわらず、町長が割当をした公営住宅に優先的に選考して入居させることができる。</p>